

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1. 地域の災害リスク

(1) 地域の概要・立地

下呂市は岐阜県の中東部に位置し、北は高山市、南は関市、加茂郡（白川町、七宗町）、西は郡上市、東は中津川市と長野県に接している。

当市は、小坂地域、萩原地域、下呂地域、金山地域、馬瀬地域の5地域からなり、それぞれの地域に商工会が設置され、商工業者の支援に努めている。

(2) 想定される地域の災害リスク

市の中央部には飛騨川が南へ流れ、西には馬瀬川があり、御嶽山をはじめ河川の両側には山並みが迫る中山間地域で、南北に長く広大な面積を有するため、自然環境並びに生活環境がそれぞれ異なっている。それに付随して発生しうる災害リスク並びに事業活動への影響を記述する。

①自然災害

◆大雨・洪水

ア. 浸水想定となる降雨量

河川名	想定降雨時間	降雨量
飛騨川	16.0時間	13mm/時間
小坂川	2.6時間	45mm/時間
馬瀬川	5.8時間	21mm/時間

イ. 被害想定

河川名	該当する地区	浸水時の想定最大水深
飛騨川	小坂・萩原・下呂・金山地域	20m以上
小坂川	小坂地域	20m以上
馬瀬川	馬瀬・金山地域	20m以上

浸水被害が発生した場合、事業所被害の拡大が懸念される集積地域は、萩原地域では萩原、羽根地区で、下呂地域では、森、湯之島、幸田地区でいずれも商業を中心とした一定の集積があり、各種小売店、飲食店、旅館、工場など幅広い業種が分布している。

◆土砂災害

当市の土砂災害ハザードマップによると、市内全域が山間地となっているため、土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害が発生する恐れがある。

このため、市内全地域に土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域が設定され、それぞれの地域に商工事業者が点在している。

#### ◆地震

岐阜県では、平成23年度・24年度において県内に影響を及ぼす最大級の地震について独自に被害想定調査を実施しており、この調査結果のうち、下呂市域に関する被害想定概略等が下呂市地域防災計画に示されている。

#### ア. 想定する地震と予想最大震度

地震の名称	予想最大震度
南海トラフ巨大地震	6弱
養老―桑名―四日市断層帯地震	6弱
阿寺断層系地震（南側震源）	7
阿寺断層系地震（北側震源）	7
跡津川断層地震	6弱
高山・大原断層帯地震（北側震源）	7
高山・大原断層帯地震（南側震源）	7

#### イ. 被害想定

地震の名称	建物被害（棟）	
	全壊	半壊
南海トラフ巨大地震	406	1,591
養老―桑名―四日市断層帯地震	4	144
阿寺断層系地震（南側震源）	8,056	6,809
阿寺断層系地震（北側震源）	7,756	6,396
跡津川断層地震	283	2,232
高山大原断層帯地震（北側震源）	2,005	4,281
高山大原断層帯地震（南側震源）	1,549	3,234

#### ②感染症

新たな感染症の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能である。新型インフルエンザについては10年から40年周期で出現し世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように全国的かつ急速なまん延により、下呂市においても生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

項目		下呂市の流行規模及び被害想定
人口（平成26年4月1日時点）		35,201人
患者（人口の25%）		約8,800人
受診者数		約3,500人～約6,800人
中等度 （致死率0.53%）	入院患者 （1日当たり最大）	約150人 （約30人）
	死亡者数	約50人
重度 （致死率2.0%）	入院患者 （1日当たり最大）	約550人 （約110人）
	死亡者数	約180人
従業員の欠勤率の想定		最大40%程度
流行期間		約8週間

感染症は基本的に人と人の接触が大きなりリスクとなる。このため、感染症拡大時期では、人の移動や接触が制限されることになり、人対人の接触を前提としている事業活動や業務に大きな制約が生じることとなる。

## 2. 商工業者の状況（経済センサス：令和3年度）

(1) 商工業者数 1,884人

(2) 小規模事業者数 1,572人

項目	商工業者数	内小規模事業者数
農林漁業	40	35
鉱業、採石業、砂利採取業	3	3
建設業	275	261
製造業	194	163
電気・ガス・熱供給・水道業	7	4
情報通信業	11	10
運輸業、郵便業	33	27
卸売、小売業	465	331
金融業、保険業	26	24
不動産業、物品賃貸業	74	72
学術研究、専門・技術サービス業	64	57
宿泊業、飲食サービス業	319	256
生活関連サービス業、娯楽業	209	197
教育・学習支援業	48	46

医療、福祉	38	38
複合サービス業	17	14
サービス業（他に分類されないもの）	61	34
合計	1,884	1,572

建設業、製造業、卸売・小売業とも市内に広く分布しており、宿泊業は下呂温泉があるため、下呂地域に多く立地しているが、その他の地区にも点在している。

### 3. これまでの取組

#### (1) 下呂市の取組

##### ①地域防災計画の策定（最新の改定日：令和7年3月）

下呂市では、災害対策基本法第42条の規定に基づき、平成17年4月に下呂市地域防災計画を策定し、市防災会議において毎年、計画内容を検討し必要に応じ修正している。令和5年2月には、近年発生した豪雨災害や地震災害の検証を踏まえ、地域防災計画の見直し並びに充実を図った。

この計画は、市の地域並びにその地域の住民の生命、身体及び財産を災害から保護することをその目的とし、災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する事項その他必要な事項について、市、防災関係機関、市民、事業所等が果たすべき責務や役割を定めている。

##### ②防災訓練の実施（直近の実施日：令和7年9月7日）

下呂市では、毎年、6月～7月に市内自治会等による土砂災害想定での防災訓練、9月初旬に地震災害想定の下呂市総合防災訓練、行政・関係団体との行動連携訓練を実施している。

##### ③防災備品の備蓄状況

（令和7年7月1日時点）

地域	アルファ化米（食）	パン（食）	保存水（本）	毛布（枚）
小坂	2,720	72	312	231
萩原	7,970	240	670	542
馬瀬	1,250	72	126	233
下呂	12,678	264	399	1,070
金山	4,100	144	318	615
合計	28,718	792	1,825	2,691

##### ④ハザードマップの更新（最新版の更新：令和7年5月）

土砂災害防止法による土砂災害（特別）警戒区域の変更と併せ、地域ワークショップを開催し、岐阜県が公表した水害危険情報図を取込み、想定洪水範囲を併記して、土砂災害と関連する洪水災害に備える「土砂・洪水災害ハザードマップ」の整備を進めている。

また、県統合型 GIS を活用し、下呂市全域の災害警戒箇所、指定避難所（場所）、屋外拡声器等を

示した全域ハザードマップデータを作成し、一般公開している。

## ⑤防災士の育成

下呂市では、地域の推薦者が防災士資格を取得する経費を助成している。資格取得者は下呂市防災士会に加入し、下呂市防災士会議や地域防災訓練での活動を行い、地域の防災能力強化を進めている。

### 【下呂市防災士会登録状況】

(令和7年6月末時点)

萩原	小坂	馬瀬	下呂	金山	下呂市職員	合計
78	32	29	57	75	19	290

## ⑥庁舎のICT（通信技術を活用したコミュニケーション）化

下呂市では、テレビ会議システムの更新（テレビ会議+拠点・現場間のデータ共有化システムへ更新）や雨量・水位情報一元化システムの構築（国・県・市の降雨・水位一画面化サイト作成・公表）など、有事の際の行政サービス継続性の向上を図っている。

### (2) 下呂市内5商工会（小坂町商工会、萩原町商工会、下呂市馬瀬商工会、下呂商工会、金山町商工会）の取組

#### ①事業者向けの取組

- ア. 事業継続に係る巡回指導：延べ269件（R3～R6）
- イ. 事業者BCP策定セミナーの開催：4回開催、延べ58名参加（R3～R6）
- ウ. 事業継続力強化計画又はBCPの策定件数（下呂市版簡易シートを含む）：延べ67件（R3～R6）

#### ②支援体制整備の取組

- ア. 職員勉強会開催による支援ノウハウ・スキル獲得：8回開催（R3～R6）
- イ. 市内5商工会による定期的な検討会：12回開催（R3～R6）
- ウ. 商工会BCPの定期的な見直し：商工会・市役所人事異動による組織変更、新型感染症への対応など随時改訂
- エ. 計画遂行に対する評価会議実施による検証：年1回開催

## II 課題

### (1) 市内事業者における大規模災害や新型感染症等への危機意識や、自社事業を継続できない時に市民生活へ及ぼす影響の理解を促進する

これまでも防災・減災対策への啓発活動には取り組んできているものの、具体的な取組がなされて

いない小規模事業者は未だ多い現状がある。災害や新型コロナウイルスが発生した際の自社への影響やそれによる取引や市民生活への影響度についても認識する必要があるが、そのための情報入手も日々の業務に追われる中で充分とは言えないため、具体的な支援策を講じる一步目の課題として事業者に事業継続に対する意識づけを行う。

#### **(2) 事業者BCP又は事業継続力強化計画の策定・認定により、有事の際の事業継続力を強化する**

下呂市では事業所所在地によって、自然環境と事業者の業態が異なり、災害リスクやその度合いに違いがあるため、地域ごとの災害リスクに応じた防災意識の定着と各地域の現状に沿った計画の策定を支援する。

#### **(3) 職員が大規模災害・新型コロナウイルス等に対する備え・対応などのスキルを身に付け、地域のアドバイザーとして定着する**

事業継続に向けた支援を行うには、商工会職員が一定の知識と経験を身に付けそれらを習熟されることが必要となる。スキル向上に向けて、職員研修会や支援検討会、行政防災担当職員を通じて大規模災害や新型コロナウイルスなどに関する知識習得を図る。

併せてリスクファイナンスへの対応として保険会社などとも連携し、知識を習得する。

#### **(4) 有事の際の迅速な業務復旧及び市内5商工会の応援体制を強化する**

大規模災害や新型コロナウイルスの発生時には商工会業務の早期復旧が不可欠となる。緊急時の取組について各職員が円滑に支援活動を展開するため、商工会BCPの継続的な改善活動や災害の状況に応じた市内5商工会での職員の相互派遣や拠点の相互活用など応援体制を強化する。

#### **(5) 有事の際に下呂市と商工会の連携による迅速な被害調査・事業者支援を実施できる体制を平時から整える**

災害発生時の被災情報や、発災後の対応に関する情報共有はもちろん、事前対策としての災害時の対応方法、連絡手段などの事前共有も密に実施することで事業者への事業継続支援の有効化を図る。また、関係機関と最新の被災予測情報、地域の災害リスクなどについて密な情報共有を行う。

### III 目標

#### **1. 課題とそれに対する取組・目標数値（定量目標）**

課題	課題に対する取組と目標数値 ※目標数値は全て下呂市全体の合計値
(1) 市内事業者における大規模災害や新型コロナウイルス等への危機意識や、自社事業を継続できない時に市民生活へ及ぼす影響の理	①巡回指導により災害リスク等の訴求 (目標) : 84件/年 (積算) : 1指導員当たり12件×7名

解を促進する	
(2) 事業者BCP又は事業継続力強化計画の策定・認定により、有事の際の事業継続力を強化する	<p>②BCPセミナーの開催 (目標) : 1回開催、5事業者/年 (※注1)</p> <p>③BCP策定支援の実施 (目標) ア. 支援事業者数 : 42件/年 積算 : 6件/1指導員×市内7名 イ. BCP策定件数 : 14件/年 (※注2) ウ. 事業継続力強化計画認定 : 7件/年 積算 : 1件/1指導員×市内7名</p> <p>④策定後のフォローアップ支援の実施 (目標) : 14回/年 (積算) : 1指導員2回/年×7名</p> <p>(※注1) 受講申込者数が少数となった場合は、個別支援に切り替えるなど、状況に応じた対応を取る。 (※注2) BCPには下呂市版簡易シートを含む</p>
(3) 職員の事業継続へのスキル向上と支援経験の確保	①職員勉強会 (目標) : 2回/年
(4) 有事の際の迅速な業務復旧及び市内5商工会の応援体制を強化する	(積算) : ア. 進捗管理・検討会 イ. 評価会議の実施
(5) 有事の際に下呂市と商工会の連携による迅速な被害調査・事業者支援を実施できる体制を平時から整える	②商工会BCPの改訂及びブラッシュアップ 状況に応じて都度対応する。

## 2. 上記目標と達成している時の下呂地域の姿 (定性目標)

下呂市内小規模事業者の事業継続力強化計画の普及を推進し、この活動を通して大規模自然災害や新型コロナウイルスの脅威が顕在化した際にも安定的かつ継続的な経営活動を実施できる小規模事業者を多く育成することで、有事の際にも小規模事業者が中核となって、地域経済・地域インフラを安定維持できる強い地域を実現する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間

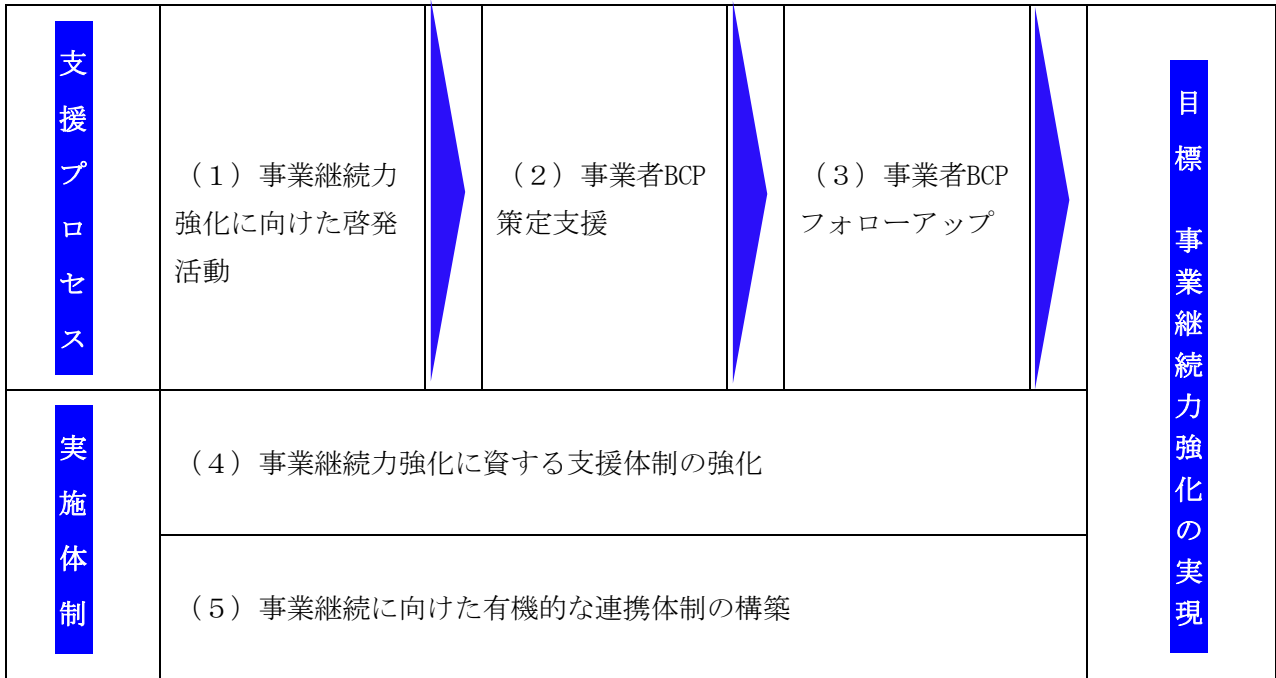
令和8年4月1日～令和13年3月31日

II 事業継続力強化支援事業の内容

1. 事前の対策

下呂市並びに下呂市内5商工会では、事前の対策として以下のフローに基づき、事業継続力強化支援の実行並びに、事業継続支援体制の強化を図っていく。計画内容は、支援プロセスと実施体制とで構成され、それぞれの事業継続力強化に向けた支援上の課題、体制上の課題と対応している。

特に支援プロセスにおいては、事業継続力強化といった本計画の目標上、順序を踏んだ事業者支援の展開が必要であると考えられるため、(1)の事業者支援を経たうえで段階的に(2)→(3)と支援方法を移行していくことを想定している。



(1) 事業継続力強化に向けた啓発活動

①自然災害

- ア. 巡回指導時にハザードマップを用いて事業所の立地箇所における自然災害リスクの把握と対策の重要性を喚起する。利用するハザードマップは必要に応じて下呂市等からの提供を受け活用する。
- イ. 小規模事業者に対し、事業者BCP（下呂市版簡易シートを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ウ. 商工会青年部・女性部、各種部会など各種団体活動において、事業者BCP策定や訓練等の取組事例を紹介する。

## ②感染症

- ア. 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- イ. 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ウ. 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

## (2) 事業者BCP策定支援

### ①事業者BCPセミナーの実施

事業者BCPの具体的策定手法に関するセミナーを開催する。事前対策として、災害リスクとどのように向かい合い、何を考えて明文化しておくべきなのかを説明するセミナーを開催。下呂市の特色に沿った業界別の注意事項などもセミナーに盛り込み、下呂市版簡易シートを作成し最低限の計画を備えることをゴールとする。

### ②事業継続力強化計画策定支援

中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の作成・認定支援を実施する。本認定制度の主旨に鑑み、事業者BCPの入門編の位置づけとして計画策定の推進を図っていく。

なお、実際の支援の際は、申請書を埋めるだけでなく作成の途上で大規模災害や新型コロナウイルス感染症発生のリスクと対応可能な選択肢を事業者と共に検討し、災害時の対応へ繋げる事を目的とした計画策定支援を実施する。

### ③専門家派遣制度を活用した事業者BCP策定支援

時系列並びに具体的対応策を盛り込んだ災害発生時により活かせる事業者BCP策定を支援する。BCPの策定には岐阜県商工会連合会の事業継続力強化支援事業の専門家派遣制度を活用し、BCPの策定経験を豊富に有する専門家や、地域の災害リスクに係る豊富な情報を有する連携損害保険会社からBCP策定フォーマットや各種情報の提供を仰ぎながら計画策定支援を進めていくこととする。

### ④下呂市版簡易シートの活用・普及

令和6年度より、下呂市の簡易シートの運用を進めているが、小規模事業者においては、従業員間での共有にも便利であり、事業所においては、当シートにより充分効果的と考えられるケースもある。小規模事業者の中でも比較的規模の大きな事業所においてもBCP策定に向けた一歩目としても活用できるため、普及させることで、市内事業所の事業継続力の底上げを図りたい。

### (3) 事業者BCPフォローアップ

#### ①事業者BCP策定の進捗管理

策定支援によって作成された事業者BCPの遂行状況（事前対策を中心）の進捗管理を定期モニタリングする。実行上の問題点・課題などの確認を実施し、必要に応じて取組の実行支援を行う。

#### ②計画の実行支援

計画内容に基づいた具体策実行を支援する。防災訓練や設備投資、工場内レイアウトの見直しや取引先の分散など、事業者の事業継続課題に即した取組を支援する。同内容に合わせて金融支援や専門家派遣制度の活用、各種施策の紹介など状況に合わせた具体策実行を後押しする。なお、金融支援実行の際には連携する地域金融機関の融資制度の活用・提案等を検討する。

### (4) 事業継続力強化に資する支援体制の強化

#### ①職員勉強会の実施

従来商工会職員は販路開拓や利益改善に向けた支援活動に重きを置いた支援活動を展開してきた。強みでもある事業計画策定支援の豊富なノウハウを活かした事業継続支援ノウハウ習熟を目指す。県商工会連合会等が開催する職員研修（事業継続）に参加するとともに、下呂市内5商工会共同による独自の職員勉強会を実施する。テーマは職員の習熟度に応じてその都度法定指導員が内容を企画・開催する。

#### ②商工会BCPの改訂及びブラッシュアップ

災害発生時の支援業務を着実に遂行し地域事業者の復興のための諸事業を展開していくため、職員の人事異動による組織体制の変更や新たな脅威への対応を図るため、商工会BCPの改訂・ブラッシュアップをする。

### (5) 事業継続に向けた有機的な連携体制の構築

事業継続力強化支援事業の実施状況並びに、下呂市が把握する市全域の防災に係る情報交換を実施する連絡会議を上記職員勉強会等と併せて実施する。

防災情報については市内5地域において発生しうる災害リスクに関する具体的な情報についてやりとりを実施し、事業者の事業継続計画策定に向けた具体策を協議するものとする。また、災害発生を仮定した同計画の実行シミュレーションを本会議において実施する事とする。

## 2. 発災後の対策

大規模自然災害及び新型コロナウイルス感染症発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進める。

### (1) 応急対策の実施可否の確認

#### ①自然災害の際の対応

応急対策とは、各団体がそれぞれのBCPで定める「安否確認」「時間外・休日の職員の参集」に加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことをいい、中でも、本計画の中で、下呂市と下呂市内5商工会が連携して行う応急対策は次の業務とする。

(非常時優先業務)

- ・ 緊急相談窓口の設置・相談業務
- ・ 被害調査・経営課題の把握業務
- ・ 復興支援策を活用するための支援業務

#### ア. 役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

当市及び下呂市内5商工会のそれぞれの商工会のBCPに従い安否確認を行う。

安否確認の際、「本人・家族の被災状況」、「近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況」、「出勤できる状態かどうか」についても、できるだけ情報を集めることとする。

#### ◆各団体の安否確認の対象と手段、目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間
下呂市商工課	役職員の安否を発災後1時間以内に緊急連絡網（携帯電話等）にて確認
下呂市内5商工会	

#### イ. 安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後2時間以内には、2者間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有することとし、連絡窓口については次のとおり、連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話とする。

#### ◆安否確認結果の連絡窓口

団体名	安否確認結果の連絡窓口		報告する団体等
	第1順位	第2順位	
下呂市商工課	課長	課長補佐	下呂市内5商工会
小坂町商工会	事務局長	経営指導員	下呂市商工課
萩原町商工会	事務局長	経営指導員	
下呂市馬瀬商工会	経営指導員		

下呂商工会	事務局長	経営指導員	
金山町商工会	事務局長	経営指導員	

## ②感染症の際の対応

- ア. 感染症は「発生」というタイミングがない。そのため、海外発生期、国内感染者発生期、国内感染拡大期、社内感染者発生期と細分化しておくことで速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築しておくことが重要となる。
- イ. 平時から平成26年6月に策定された「下呂市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新型ウイルス感染症の各段階における対策に備え、無用の混乱が生じないよう事前の対応を行う。
- ウ. 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- エ. 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、下呂市における感染症対策本部設置に基づき当会の感染症対策を行う。

## (2) 応急対策の方針決定

### ①自然災害の際の対応

- ア. 安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点において、その被害規模に応じて2者で実施する応急対策の方針を決定する。方針決定は、2者間で協議して決定することとし、想定する応急対策の内容は、概ね下記の「被害規模の目安と想定する応急対応の内容（判断基準）」を判断基準とする。
- イ. 大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報を共有する。
- ウ. 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

#### ◆被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	○地区内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内の1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務

	○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	
被害がある	○地区内の1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ○地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報が無い	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

◆被害情報等の共有間隔

期間	情報共有する間隔
被災後～1週間以内	1日に4回（9時、11時、14時、16時）共有する
2週間以内	1日に2回（9時、14時）共有する
1ヶ月以内	1日に1回（9時）共有する
1ヶ月超	2日に1回共有する

②感染症の際の対応

「下呂市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と情報発信を行うと共に、商工会の重要業務を行う体制維持のための商工会内の対策を講ずる。

**3. 発災時における指示命令系統・連絡体制**

大規模自然災害発生時に管内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法について、あらかじめ確認しておく。

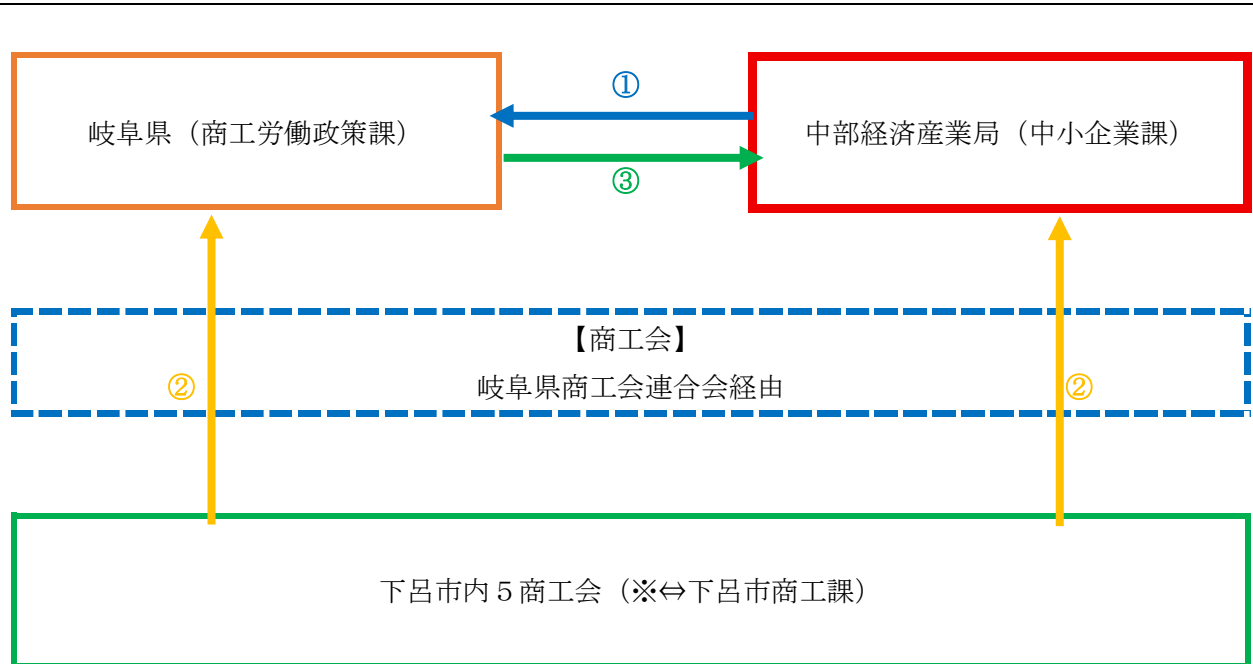
なお、新型コロナウイルス感染症における指示命令系統並びに連絡体制も基本的には本体制を踏襲する。

**(1) 指示命令系統・連絡体制図**

大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は次のとおりである。

収集した情報は下呂市と共有すると共に下記流れを通じて各関係機関（中部経済産業局・岐阜県）へ報告を実施する。

(初動対応)



①中部経済産業局（中小企業課）から県（商工労働政策課）、県商工会連合会に依頼

②指定日時までに、県商工会連合会を経由して中部経済産業局（中小企業課）に報告するとともに、同時に県（商工労働政策課）にも報告

・県（商工労働政策課）への報告は、メールの同時送信（CC）等により実施

③県（商工労働政策課）から中部経済産業局（中小企業課）に報告

・県の防災部局に集約されたその他の情報を報告

※下呂市内5商工会は当該情報を下呂市（商工課）へ、下呂市は市で把握している被災情報に係る概況を5商工会へ提供。当該情報を擦り合わせ、報告情報を精査する。

## (2) 被害実態の把握

初動対応の後、発災後5日～1週間を目途として下呂市内の個々の被災事業者の情報収集を実施する。収集には商工会ごとに個別調査を行い、被害実態の把握に対応して収集した情報は全国商工会連合会の商工会災害システムを用いてデータ蓄積を図り、関係機関との共有、報告に活用する。

### ①情報収集の方法

各商工会において、法定経営指導員を中心として個別事業所巡回または聞き取りを実施する。巡回実施の際は、確認すべき事項を明確にし、被害実態の把握に特化した巡回活動を行うと共に、当該期間に集中的な巡回訪問を実施する。なお、被害実態の全容把握には多くの時間を要する事が想定されるため担当職員に加えて、商工会の担当役員を設定し、早期かつ着実な被害実態把握を図る。なお、本調査では商工会員・非会員を問わず全事業者を調査対象とする。

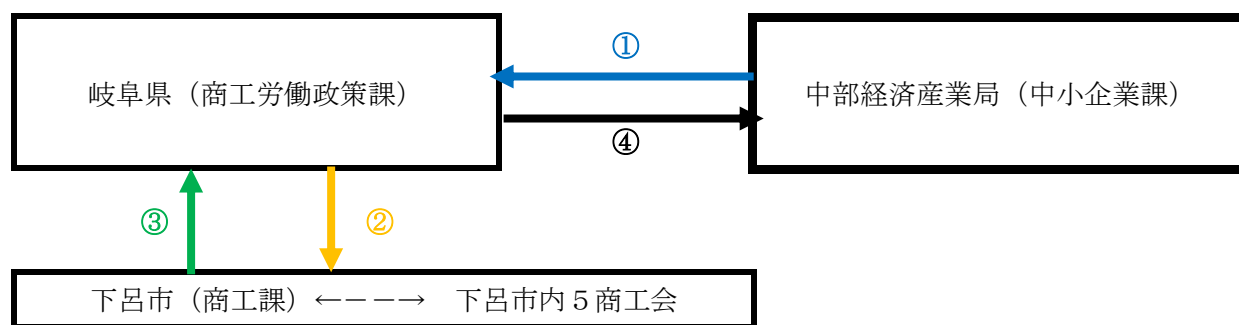
担当職員	担当役員	担当エリア	事業所数 (令和3年経済センサス)
小坂町商工会職員	小坂町商工会正副会長・理事	小坂地域	168
萩原町商工会職員	萩原町商工会正副会長・理事	萩原地域	564
下呂市馬瀬商工会職員	下呂市馬瀬商工会正副会長・理事	馬瀬地域	44
下呂商工会職員	下呂商工会正副会長・理事	下呂地域	804
金山町商工会職員	金山町商工会正副会長・理事	金山地域	304

## ②商工会災害システム

商工会災害システムは全国商工会連合会が開発し、各都道府県商工会に提供しているWEBシステムである。PC端末や携帯端末からネットワークを介して被害状況を登録・共有する事のできるシステムである。岐阜県商工会組織では連合会経由で本システムが各商工会へ提供されその運用が進められている状況にある。現在商工会の登録した被害詳細がシームレスに連合会にも共有できる仕組みが構築されている。下呂市内5商工会では本システムを被害実態の把握、報告に活用する。

## ③関係機関への報告

被害実態は商工会災害システムを用いてリアルタイムに岐阜県商工会連合会と情報共有を実施する。連合会は各商工会の被害実態の情報を取りまとめの上、岐阜県並びに全国商工会連合会あて情報提供を実施する。



① 中部経済産業局（中小企業課）から県（商工労働政策課）に依頼

② 県（商工労働政策課）から下呂市（商工課）あて情報提供依頼

③ 指定日時までに、所定様式を用いて県（商工労働政策課）に報告

④ 県（商工労働政策課）から中部経済産業局（中小企業課）に報告

※下呂市内5商工会は当該被害情報を下呂市（商工課）へ、下呂市は市で把握している被害情報を5商工会へ提供。当該情報を擦り合わせ、報告情報を精査する。

#### 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- (1) 相談窓口の開設方法について、下呂市と相談する。（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- (2) 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- (3) 地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- (4) 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- (5) 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援

- (1) 県の方針にしたがって、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- (2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、市内5商工会の応援体制に基づき応援要請を行うと共に、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

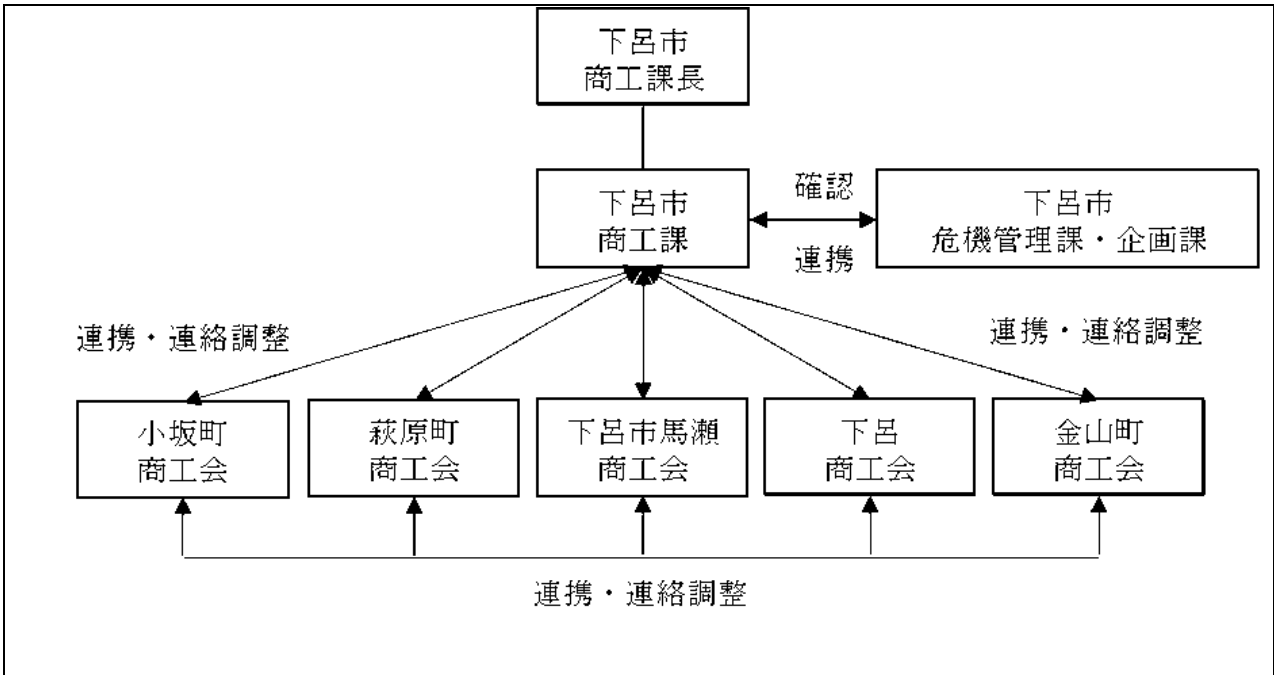
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年4月現在)

(1) 実施体制（商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）

○実施体制図



(2) 商工会による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名 後藤佑斗  
連絡先 萩原町商工会  
電話 0576-52-2500

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

当該経営指導員をリーダーとして5商工会の各経営指導員を中心に、本計画の具体的な取組や実行を行うものとし、随時、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ事業者BCPの策定支援等の進捗状況を管理し、四半期ごとに進捗状況を共有する。また、他の職員に対し、指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施する。

### (3) 商工会/関係市町連絡先

#### ①商工会

商工会名	連絡先
◆小坂町商工会	〒509-3104 岐阜県下呂市小坂町小坂町815-5 電 話：0576-62-2176 / F A X：0576-62-3916 e-mail：osaka@ml.gifushoko.or.jp
◆萩原町商工会	〒509-2517 岐阜県下呂市萩原町萩原1166-24 電 話：0576-52-2500 / F A X：0576-52-3154 e-mail：hagiwara@ml.gifushoko.or.jp
◆下呂市馬瀬商工会	〒509-2612 岐阜県下呂市馬瀬名丸406 電 話：0576-47-2244 / F A X：0576-47-2633 e-mail：geroshimaze@ml.gifushoko.or.jp
◆下呂商工会	〒509-2202 岐阜県下呂市森801-10 電 話：0576-25-5522 / F A X：0576-25-5538 e-mail：gero@ml.gifushoko.or.jp
◆金山町商工会	〒509-1614 岐阜県下呂市金山町大船渡 571-1 電 話：0576-32-3370 / F A X：0576-32-2882 e-mail：kanayama@ml.gifushoko.or.jp

#### ②関係市町村

下呂市観光商工部商工課

〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地

TEL：0576-24-2222 FAX：0576-25-3252

syoukou@city.gero.lg.jp

※ その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136
1. BCP策定セミナー 開催費 ・講師謝金・旅費 ・広告料(チラシ作成費 他)	232	232	232	232	232
2. 個者支援・専門家派遣費 ・専門家謝金・旅費	588	588	588	588	588
3. BCP 策定支援研修(勉強会) 開催費 ・講師謝金・旅費	84	84	84	84	84
4. 評価会議開催費 ・専門家謝金・旅費 ・会議費	232	232	232	232	232

(備考) 必要な資金の金額については、見込み額を記載すること。

調達方法
事業者向け、職員向けセミナー、評価会議開催に係る講師謝金・旅費、個社支援に係る講師謝金・旅費等については、各種講師派遣制度を活用する。 その他、各種制度を活用できない部分については、市内5商工会と下呂市で分担し、商工会は金等割又は会員数・参加者数などの基準により負担する。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等